

会員から問い合わせの多い事項について

令和3年10月20日
公益社団法人 東京都医師会

【臨時的な取扱い（その63）についての整理】

問1

臨時的な取扱い（その63）の問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定するとあるが、診療・検査対応時間外に該当患者を外来診療した場合にも算定可能か？また、診療・検査対応時間内に感染者の外来診療を行った場合についても算定は可能か？

答1

診療・検査対応時間外に該当患者を外来診療した場合は、二類感染症患者入院診療加算（250点）は算定できず、院内トリージ実施料（300点）のみ算定する。疑い患者を診療した際には疑い病名として「COVID-19（疑い）」を記載すること。

また、診療・検査対応時間内に感染者の外来診療を行った場合も二類感染症患者入院診療加算は算定できない。感染者の外来診療においては臨時的な取扱い（その63）の問7で示された救急医療管理加算1（950点）を算定する。院内トリージ実施料（300点）も算定できる。

問2

臨時的な取扱い（その63）の問2において、「診療・検査医療機関として…その旨が公表されている保険医療機関」とは、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。とあるが、東京都以外の区市町村のホームページでの公表だけでも該当となるのか？

答2

該当となる。なお、算定の要件に「公表されていること」とあるため、申請後であっても自治体のホームページに公表されていない場合は算定できないと考えられる。

また、算定にあたり、通常の診療時間以外を発熱外来の診療時間として設定している場合、当該時間に行った診療に対して時間外加算等を算定できることに留意する。

※臨時的取扱い(その29)問2

診療・検査医療機関が申請している発熱等外来の日時が、時間外又は休日、深夜の日時であったとしても、それぞれの要件を満たせば時間外加算等を算定できる。

問3

臨時的な取扱い（その63）問7において、感染患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る外来診療を実施した場合、救急医療管理加算1（950点）が算定可能とあるが、発熱等により来院した患者に対し、医師が新型コロナウイルス感染を疑い、抗原検査を行い、一連の診療中に陽性が確定し、解熱剤の投与や胸部レントゲン撮影など新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合でも救急医療管理加算1（950点）が算定可能か？

答3

新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合のみ算定可能。ただし、陽性が確定したが、医師が患者に対し、検査結果の通知や療養の注意事項等を指導しただけでは算定できない。

また、陽性決定した日と同日に「発生届」を提出した場合は、新型コロナウイルス感染症の検査・判断料、解熱剤の処方など新型コロナウイルスに係る治療、救急医療管理加算1（950点）は公費負担となる。

【自宅・宿泊療養者等に対する電話や情報機器を用いた診療についての整理】

問4

自宅・宿泊療養者等に対し、電話や情報通信機器（ビデオ通信やオンライン診療システム等）を用いて診療を行う場合は、オンライン診療料算定のための研修の受講や施設基準の届出が必要か？

答4

研修の受講や施設基準の届出は必要ない。オンライン診療料の届出を行わなくとも、臨時的取扱いが示す「電話や情報通信機器を用いた診療」を実施し、電話初診料（214点）や電話等再診料（73点）を算定することができる。

問5

オンライン診療料の施設基準を届け出ている医療機関が、自宅・宿泊療養者等からの求めに応じ、電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合は、オンライン診療料を算定するのか？

答5

自宅・宿泊療養者等に関わらず、オンライン診療料は診療計画に基づき実施した患者に対し算定するものであり、新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養者等からの求めに応じ、電話や情報通信機器により診療を行う場合は、診療計画に基づいて診療を行っていないため、施設基準を届け出ている医療機関であったとしてもオンライン診療料は算定せず、臨時的取扱いが定めるとおり、電話初診料（214点）もしくは電話等再診料（73点）を算定する。

問6

以前から診療計画に基づきオンライン診療を実施している患者が、新型コロナウイルスに感染して自宅・宿泊療養となり、電話や情報機器を用いた診療を受けた場合は、オンライン診療料（71点）、電話等再診料（73点）のどちらを算定するのか？

答6

診療計画で定められた日時に、新型コロナウイルス感染症の診療を電話や情報機器を用いて実施した場合は、診療計画の診療内容を変更してオンライン診療料を算定し、異なる日時・異なる診療内容の場合は電話等再診料を算定する。なお、診療計画日におけるオンライン診療料や新型コロナウイルスの治療以外については公費の対象とはならない。

問7

自宅療養者の同意を得たうえで、診察が必要と医師が判断し、患者宅へ電話等情報機器を用いて診察を連日行った場合でも電話再診等は算定できるのか？

答7

医師が必要と認めた場合は、連日であったとしても「電話等再診（73点）」「二類感染症患者入院診療加算（250点）」を算定することは可能。この場合、その都度、電話等での問診内容や診察内容を診療録に記載すること。

【その他】

問8

「新型コロナウイルス診療の手引き」では、宿泊・自宅療養の解除基準は、有症状者の場合、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合とされているが、この期間を超え診察が必要であると医師が判断した場合は、その診療行為は公費負担となるのか？

答8

解除基準は、症状軽快後72時間経過された場合とされているため、診療が継続されている場合や医師が診療を必要と認めた場合は、新型コロナウイルス感染症に係る診療費は公費負担となる。ただし、該当する患者に対し既に新型コロナウイルス感染症を治癒としている場合は公費負担とはならない。